

令和8年4月入園の内定を受けた保護者の方へ

## 令和8年4月入園のオンライン申請について

横浜市に住民票がある方は、オンライン(マイナポータル)で申請してください。

※入園までに横浜市へ転入予定の方は、オンラインでの申請が受け付けられないため、園がある区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

### 1. 申請受付期間

令和7年11月1日(土曜日)9時から11月24日(月曜日)23時59分まで

- 受付期間に間に合わなかった場合は、園がある区の区役所こども家庭支援課(市外の園の場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課)にご連絡ください。
- 年度途中での入園の申請は、オンラインではできません。

### 2. 手続きの流れ

STEP.1

利用を希望する園に願書を提出し、内定通知を受けます(内定番号を確認する)

STEP.2

利用案内(冊子)のP.7~P.8を確認し、申請する認定区分を確認します

STEP.3

必要な書類をそろえ、データ化(原則、PDF)しておきます(詳細は裏面の(1)を参照してください)

STEP.4

横浜市ホームページの「【令和8年4月入園】幼稚園・認定こども園(教育利用)のオンライン申請」のページに進みます



STEP.5

注意事項などを確認し、

オンライン申請のバナーから、マイナポータルの申請ページに進みます。

マイナポータルの申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します

STEP.3で準備したデータを添付し、送信します

- 申請フォームには、STEP.4のオンライン申請のページから進めます。
- 「申請完了」のページで、申請データをダウンロードします。



マイナポータルからメールが届いていることを確認します。

### 3. 申請前に準備すること

#### (1) 必要書類(添付する書類)を準備する。

##### ① 本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)

園から受け取った利用案内のP.11にある表を確認して、申請者(給付認定保護者)の本人確認書類をご準備ください。

※申請児童、配偶者および同居人などの本人確認書類は不要です。

##### ② 認定区分や世帯の状況によって必要な書類

園の種別、申請区分等により異なります。(利用案内のP.9(2)とP.10を参照してください)  
預かり保育を利用しない場合は、保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書など)は必要ありません。

給付認定申請書[A]、利用施設等届出書[C]、マイナンバー記入用紙[D]  
は必要ありません。  
マイナンバーカードは必要ありませんが、マイナンバーを入力する項目  
があります。  
保護者、児童、同居人のマイナンバーをあらかじめご確認ください。

利用案内は横浜市HPにも  
掲載しています。



「令和8年度に幼稚園等の利用を希望する方へ」

#### (2) 内定番号を確認する。

内定した方には園から内定番号(数字4ケタ)をお知らせしています。  
この番号がないと申請できないため、必ず園に確認してください。

#### (3) 準備した書類をデータ化する。

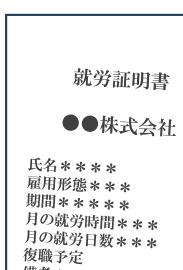
必要書類をデータ化(PDF、できない場合は写真撮影)します。  
「全体が写っていること」「記載内容がはっきり読み取れること」をご確認ください。

##### 【画像データ(写真)で証明書類等を添付する際は特にご注意ください】

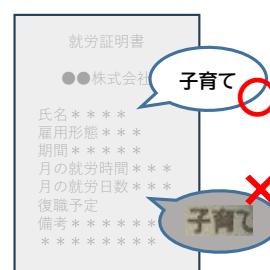
★★処理に進めなくなる事例★★★★★★★★



事例①  
撮影時の  
影が写り込んでいる



事例②  
一部が欠けている



事例③  
画像が暗い。または  
文字が薄い、つぶれ、  
カスレ、にじみがある



事例④  
他のものが映り込み  
証明書類が小さい

##### (参考) スマートフォンでPDFファイルを作成する方法(例)

- iPhoneの場合:「メモ」を長押し→「書類をスキャン」→撮影、保存
- androidの場合:「Google ドライブ」を開く→新規「+」→「スキャン」→撮影、保存

他の方法もあります。バージョンにより操作が違う場合があります。

## 4. 申請(入力)の際に注意すること

(1) きょうだいで申請する場合は、同じ申請者(保護者)が申請します。

- すでにきょうだいが認定を受けて保育所や幼稚園を利用している場合は、その児童の給付認定保護者が申請してください。
- 紙付認定保護者の連絡先に、その他の保護者の連絡先(電話番号やメールアドレス)を入力しないようご注意ください。
- きょうだいが保育所の利用申請をする場合は、幼稚園とは別の申請フォーム(保育所等利用のオンライン申請のページ)から申請してください。必要書類等も異なります。

(2) 24時間申請できますが、メンテナンスやシステム障害などにより利用できない場合があるため、余裕をもって手続きしてください。

- マイナポータルは、国の申請システムです。メンテナンス・障害情報はマイナポータルのサイトで確認できます。
- システム障害等により申請できなかった場合でも、受付期間を過ぎた申請を受け付けることはできません。

(3) 入力したメールアドレスに受付などのお知らせや、添付書類に不足・不備があった場合のお知らせを送信します。

- ドメイン指定受信を設定されている方は「@mail.oss.myna.go.jp」からのメールを受信できるように指定してください。
- メールアドレスを入力した時点でマイナポータル(ぴったりサービス)から、メール送信確認のメールが届きます。このメールの受信を確認してから次の項目の入力に進んでください。

(4) 申請が完了したら、画面を閉じる前に、申請データをダウンロードしてください。

## 5. 申請後について

(1) 申請受付の確認

- 「【マイナポータルぴったりサービス】電子申請受付のご連絡」という件名のメールが届いていれば、横浜市に申請が届いています。横浜市から別途受付のご連絡はしていません。
- 申請内容や添付書類に不明な点等がある場合は、園がある区の区役所こども家庭支援課からご連絡する場合があります。

(2) 申請内容の修正・追加書類の提出

マイナポータルから修正や追加書類の提出は受け付けられません。

横浜市の専用ページ(※または、区役所こども家庭支援課へご提出ください。)

※横浜市ホームページの「【令和8年4月入園】幼稚園・認定こども園(教育利用)のオンライン申請」に提出先(横浜市電子申請・届出システムのURL)を掲載しています。

## 「就労証明書」を提出する方へ



- ① 預かり保育を利用する方(申請する認定区分が「工」で、保育を必要とする事由が「就労」の場合は、雇用主に就労証明書の作成を依頼してください(自営業等の場合はご自身で記入します)。

PC上で作成される場合は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yojo/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html>



または横浜市ホームページの[横浜市へ提出する就労証明書について](#)を検索  
(※就労証明書をデータで作成することが難しい場合は、同封している就労証明書を使用しデータ化してください。)

- ② 申請フォームには、就労証明書等に記入されている内容を入力します。

記載もれや、複数の日数や時間が記入されている場合は、雇用主に雇用契約上の日数や時間の記入をご依頼ください。就労証明書に記入もれがあると申請フォームに入力ができず、オンライン申請できなくなります。

■の部分が申請フォームに入力する部分です。  
入力を開始する前に、記載もれがないこと、内容に相違がないことをご確認ください。

## 6. 問い合わせ先

「よくある質問と答え」は、横浜市ホームページの「【令和8年4月入園】幼稚園・認定こども園（教育利用）のオンライン申請」に掲載しています。

### マイナポータルやマイナンバーについての問い合わせ



- マイナポータルサイトの「よくあるご質問」
- マイナンバー総合フリーダイヤル： 0120-95-0178

\*開設時間：平日 9 時 30 分～20 時 00 分／土日祝 9 時 30 分～17 時 30 分（年末年始を除く）

### 受付期間や入力項目、就労証明書の書き方等についての問い合わせ

- 専用ダイヤル： 045-840-6064

\*開設時間：午前8時から午後8時まで（年末年始を除く毎日）

### その他個別のご相談

- ・パソコンやスマートフォンを扱えない
- ・申請期間に間に合わない等

- 横浜市の園に入園される方：園がある区の区役所こども家庭支援課
- 横浜市外の園に入園される方：お住まいの区の区役所こども家庭支援課

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時 45 分から午後5時 15 分まで】

窓口開庁時間：午前8時 45 分から午後5時 00 分まで

## 区役所こども家庭支援課の連絡先

市外局番:045

区名	住所	電話番号	FAX番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816	510-1887
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157	321-8820
西	〒220-0051 西区中央一丁目5番10号	320-8472	322-9875
中	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172	224-8159
南	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149	341-1145
港南	〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号	847-8498	842-0813
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397	334-6393
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173	951-4683
磯子	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435	750-2540
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795	788-7794
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280	540-2426
緑	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331	930-2435
青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428	978-2422
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463	948-2309
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467	866-8473
栄	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463	894-8406
泉	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2413	800-2524
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782	367-2943